



茨城県保険医協会 FAX速報

療養病棟入院基本料、有床診療所療養病棟入院基本料における

「褥瘡対策加算」について

7月10日に厚労省より「疑義解釈資料の送付について(その5)」が発出され、褥瘡対策加算に関するQ&Aが下記のとおりを示されました。

(問15) 療養病棟入院基本料の注4に規定する褥瘡対策加算については、毎日評価が必要だが、①～略～②褥瘡が複数箇所ある場合、それぞれの褥瘡の評価の点数は合算すればよいか。

(答)①～略～、②複数の褥瘡がある場合は、重症度の高い(編注:DESIGN-Rの点数が高い)褥瘡の点数を用いる。

しかし、褥瘡を評価する様式である「別紙様式46」には、「褥瘡の部位により合計点が異なる場合は、最も低い合計点を記載する」(下記参照)と記載されており、疑義解釈の内容とは矛盾するように思われます。

【別紙様式46の抜粋】

2 褥瘡の状態の変化

	評価日 (月 日)	1か月前 (月 日)	2月前 (月 日)	3月前 (月 日)
DESIGN-Rの合計点				

1 前月までのDESIGN-Rの合計点は、暦月内で最も低い合計点を記載する。

2 褥瘡の部位により合計点が異なる場合は、最も低い合計点を記載する

このことについて厚労省に確認したところ、下記の通り回答を得ましたのでご報告します。

まず、疑義解釈で示されたのは、複数の褥瘡を有する患者の当該日の点数の取り扱いです。日々の褥瘡の評価については、それぞれの褥瘡の点数の中で最も重症度の高い(最も点数の高い)点数を用いる、ということになります。

一方、別紙様式46については、当該月の点数(実績点)を、当該月のうち最も低い日の点数とすることについての記述であり、褥瘡部位が異なっても、当該月における各日うち最も低い点数を記載する、ということになります。

分かりづらいですが、これらをまとめますと下記のような解釈となります。

日付		8/1	8/2	8/3	8/4	8/5
DESIGN-Rの点数	肩	10	● 11	● 12	10	12
	腰	11	10	9	10	● 13
	踵	● 12	● 11	10	● 12	11

当該日については、褥瘡部位に関係なく
最も高い DESIGN-R の点数を用いるので…



当該日の DESIGN-R の点数	12	11	12	12	13
-------------------	----	----	----	----	----

8月の実績点については、8月中で
最も低い DESIGN-R の点数を用いるので…



8月の実績点	11
--------	----

今後の取扱いについて、ご留意いただきますようお願いいたします。

一般社団法人 茨城県保険医協会 〒300-0045 土浦市文京町1-50 富士火災ビル3階
TEL 029-823-7930 / FAX 029-822-1341